

情報の報告及び基本原則への違反のプレッシャーに対処するための
倫理規程の Part C 「企業等所属の職業会計士に関する規定」に対する改訂案
(原題 : Proposed Changes to Part C of the Code Addressing Presentation of Information and
Pressure to Breach the Fundamental Principles)

【公表日 : 2014 年 11 月 24 日 / コメント期限 : 2015 年 4 月 15 日】

倫理規程 Part C の見直しプロジェクトでは、以下の領域を優先的に検討することとされている。

- 経済取引について、忠実に表示する財務報告の作成及びその関連事項に対する企業等所属の職業会計士(PAIB :Professional Accountants in Business)の責任
- PAIB が、非倫理的行為又は違法行為に関わることの上司からのプレッシャー
- 便宜を図ってもらうための支払金、賄賂

これまでの議論を受けて、フェーズを二つに分け、

第一フェーズを、セクション 300 (導入)、同 310 (潜在的な相反)、同 320 (情報の作成及び報告)、同 330 (十分な専門知識を備えた行動) 及び同 340 (金銭的利益) とする。なお、セクション 320 の内、他者からのプレッシャーへの対処については新しいセクション 370 (基本原則への違反のプレッシャー) を設けることとした。

また、第二フェーズをセクション 350 (勧誘) とした。

本公開草案「倫理規程の Part C に対する改訂案」では、第一フェーズの部分に係る対応を行っている。

(1) 公開草案の概要

①セクション 320 (情報の報告) の見直し

- (ア) 現行セクションのタイトル「情報の作成及び報告」は、文書による報告に限定されるように解釈される可能性があるため、もっと幅広く解釈されるように「情報の報告」(Presentation of Information)へ変更することを提案する。
- (イ) 現行セクションは、外部報告用の情報にウエートを置いているが、PAIB は自分が関わった情報が最終的にどのように使われるのか分からない場合もあるので、公開草案は内部用も含めた全ての情報に等しく対応することを提案する。
- (ウ) 現行セクションは、PAIB は“正確かつ完全に”(fairly and honestly) 情報を作成しなければならないとしているが、この意味については具体的に説明していないので、公開草案はその解釈に関するガイダンスを提供する。
- (エ) 公開草案は、企業等所属の職業会計士が恣意的な判断によって、誤った情報の作成及び報告をする、以下の 5 つのカテゴリーとその具体的な例を挙げた上で、PAIB はこのようなことをしてはならないことを提案する。
 - 見積りの方法 (例 : 保証引当金、償却率や耐用年数)
 - 個別の会計処理に関する会計方針の選択 (例 : 償却方法、収益認識方法)
 - 会計処理を行うタイミング (例 : 収益認識時点)

- 取引の仕組みの方法（例：金融取引）
 - 開示の項目区分
- (オ) PAIB が、仮定情報 (pro-forma reports)、予算又は予測情報等を作成する場合には、適切な見積り、概算及び前提条件に基づかなければならないことを提案する。
- (カ) 現行セクションは、PAIB が誤った情報への関与をやめるステップを取ることを求めているが、その具体的なガイダンスは提供していない。そこで、公開草案は、問題解決のために取るべきステップとそれらのガイダンスを具体的に規定し、それらの後でも問題解決ができなかった場合に取るべきステップについても規定することになった。そして、全てのオプションを行使し尽くしても改善されない場合の最後の手段として、PAIB はその情報に関与することを拒否するか、所属する組織からの辞職を検討すべきことを提案する。

②セクション 370（基本原則への違反のプレッシャー）の新設

- (ア) 倫理規程の Part C と A においては職業会計士へのプレッシャーに関連する記述が多くあり、また、タスクフォースの調査によると、IFAC メンバーの倫理“ヘルプライン”に PAIB から一番多く寄せられる質問が、プレッシャーに関するものであるとのことである。このよう状況を考慮して、新しいセクション 370 に全てのタイプのプレッシャーをまとめ、上司や他の者から基本原則に違反することを求められるプレッシャーに直面している PAIB をサポートするための実務的なガイダンスを提供することになった。また、ここでは、PAIB が他の人にプレッシャーを与えることも禁止する。
- (イ) このセクションが対象とするプレッシャーは、基本原則への違反の阻害要因を生じさせるものであって、例えば何らかの報告期日に間に合わせなければならないというような通常のプレッシャーは含まれない。公開草案は、バラエティーに富んだプレッシャーの例を含める。
- (ウ) IESBA は、新しいセクション 370 においては、企業等所属の職業会計士へのプレッシャーには馴染まない恐れのある阻害要因とセーフガード・アプローチは採用しない代わりに、実務的なガイダンスを提供することにした。

③その他のセクション

セクション 300（導入）、同 310（潜在的な相反）、同 330（十分な専門知識を備えた行動）及び同 340（金銭的利益）については、明確化や他のセクションの改訂との整合性を図るための修正だけで、実質的な内容の改訂提案はしないことになった。

(2) 今後の予定

コメント締切日は 2015 年 4 月 15 日である。

以 上